

2024年1月

新たなNISA制度開始に伴うご案内

2024年
から

ニーサ
NISAが変わります!

一般NISA・つみたてNISA

POINT 1 非課税保有期間が
無期限化

POINT 2 年間投資枠が
増加

POINT 3 非課税保有限度額が
拡大

現行

比較項目	つみたてNISA	一般NISA
口座開設期間	2023年まで	
両制度の併用	どちらか一方	
非課税保有期間	20年	5年
年間投資上限枠	40万円	120万円
非課税保有限度額	800万円	600万円
対象年齢	18歳以上	
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等

新制度(2024年1月~)

比較項目	つみたて投資枠	成長投資枠
口座開設期間	恒久化	
両制度の併用	併用可	
非課税保有期間	無期限	
年間投資上限枠	120万円	240万円
非課税保有限度額	買付残高1,800万円	
		買付残高1,200万円 (成長投資枠のみ利用の場合)
対象年齢	18歳以上	
対象商品	現行のつみたてNISA対象商品と同様	上場株式・投資信託等 (①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除く)

ジュニアNISA

ジュニアNISA口座での非課税投資可能期間は、2023年末で終了します。

※新たな口座開設の受付は、2023年9月末までです。

新たなNISA制度の開始に伴い、以下のお客さまは該当のページをご確認ください。

- NISA口座での定時定額買付サービス契約(積立投信)をご利用いただいているお客さま → 5ページへ
- 2023年末に5年間の非課税期間を満了するお客さま → 6ページへ
- ジュニアNISA口座をお持ちのお客さま → 7ページへ

※本リーフレットでは、新たなNISA制度に関して、制度の概要やご留意事項等をご案内しておりますので、上記以外のページも必ずご確認ください。



ニーサ NISA について

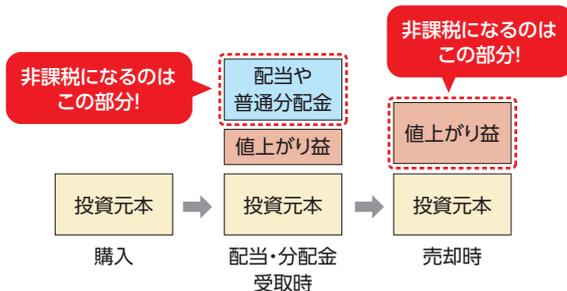


そもそもNISAってなに？

NISA (ニーサ: 少額投資非課税制度) とは、国民の資産形成を応援する国の税制優遇制度です。

通常の課税口座で上場株式や投資信託等へ投資した場合、利益に20.315%の税金(復興特別所得税を加味)がかかるのに対し、NISA口座では投資から得た利益に税金がかかりません。

投資をするなら、ぜひ利用したい仕組みです。



NISA口座を利用すれば、株式・投資信託の配当・分配金や、売却時の値上がり益にかかる税金が非課税となり、利益をそのまま受け取れます。



2024年1月より、NISA制度が変わります。



主な変更のポイント

POINT 1 非課税保有期間が無期限化

新しいNISAの非課税保有期間はつみたて投資枠と成長投資枠どちらも無期限となりました。加えて、口座開設期間が恒久化されたため、いつでも始めることができます。

現行 NISA			新しい NISA		
現行 NISA	つみたて NISA	最長20年	新しい NISA	つみたて投資枠	無期限
	一般NISA	最長5年		成長投資枠	

POINT 2 年間投資枠が増加

新しいNISAでは1つの口座でつみたて投資枠(年120万円)と成長投資枠(年240万円)が併用可能となり、合わせて年360万円まで投資することができます。

どちらか一方			併用可		
現行 NISA	つみたて NISA	年間40万円	新しい NISA	つみたて投資枠	年間120万円
	一般NISA	年間120万円		成長投資枠	年間240万円

POINT 3 非課税保有限度額が拡大

新しいNISAでは新たに買付残高ベースで最大1,800万円(成長投資枠のみは最大1,200万円)の生涯投資上限枠が設定され、売却した場合は翌年以降、枠の再利用が可能です。

現行 NISA	つみたて NISA	最大800万円	新しい NISA	つみたて投資枠	最大1,800万円
	一般NISA	最大600万円		成長投資枠	(成長投資枠のみは) 最大1,200万円

よくあるご質問

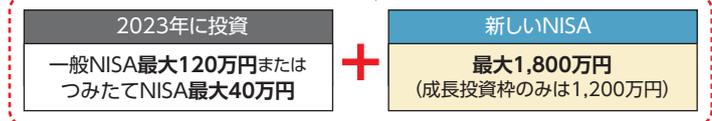


2024年に新しいNISAが始まるまで待ったほうがいいのか？

2023年に購入する現行NISAの非課税枠は、新しいNISAの非課税枠とは別なので使わないのはもったいない！

Q.1 2023年に現行のNISAで購入した場合はどのような扱いになりますか？

- A. 一般NISAなら5年、つみたてNISAなら20年、非課税で運用を継続することが可能です。ただし、現行のNISAで買付した分は新しいNISAに移管することはできません。

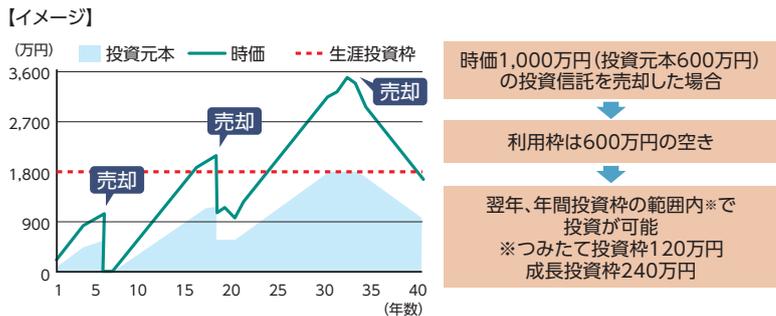


【イメージ】

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	...	2042年	
現行NISA	つみたて	40万円 (20年間)	→	→	→	→	→	→	→	
	一般	120万円 (5年間)	→	→	→	→	新しいNISAへの移管は不可			
新しいNISA	つみたて投資枠	非課税保有限度額1,800万円 (成長投資枠のみの場合は1,200万円)								
	成長投資枠									

Q.2 新しいNISAで途中売却した場合の投資枠はどうなりますか？

- A. これまでNISA口座で保有する上場株式や投資信託などを売却すると、枠の再利用はできませんでした。新しいNISAでは売却して空いた分の枠が、年間投資枠の範囲内で翌年以降に再利用できます。



Q.3 新しいNISAで現行NISAと同じ対象商品を非課税で購入できますか？

- A. 必ず購入できるとは言えません。一般NISAと比べて、成長投資枠から一部の金融商品が対象外となります。対象商品は静岡銀行のホームページにてご確認ください。

		対象商品
現行NISA	つみたて	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託
	一般	上場株式・投資信託等
新しいNISA	つみたて投資枠	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (現行のつみたてNISA対象商品と同様)
	成長投資枠	上場株式・投資信託等 (整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除く)

※静岡銀行では、上場株式のお取扱いはありません。

その他 Q&A

Q.4 つみたて投資枠だけで非課税保有限度額をすべて利用できますか？

- A. つみたて投資枠だけで非課税保有限度額(1,800万円)をすべて利用することができます。また、成長投資枠(1,200万円)だけを利用することも可能です。

Q.5 新しいNISAでは金融機関を変更できますか？

- A. 一定の手続きのもと、1月～12月の期間での年単位で変更が可能です。

Q.6 新しいNISAに切り替える時の手続きが複雑になりませんか？

- A. 現行のNISAを利用している場合、新制度開始時に新しいNISA(つみたて投資枠および成長投資枠)が自動的に設定されるなど、新制度の手続きが複雑とならないような仕組みになっています。

Q.7 新しいNISAでは「移管(ロールオーバー)」の手続きはどうなりますか？

- A. 新しいNISAでは非課税期間が無期限となります。一般NISAで5年の非課税期間を満了時の手続きが不要になるため、「移管(ロールオーバー)」という考え方はなくなります。

Q.8 現行NISAで運用している資産をそのまま新しいNISAに移すことはできますか？

- A. 現行NISAと新しいNISAは分離されることから、現行NISAで運用している資産をそのまま2024年に新しいNISAに移管することはできません。

※ジュニアNISAにつきましては、7ページをご覧ください。

新しいNISAの口座開設について

新しいNISAの口座は、2023年中に静岡銀行で現行NISAの口座を開設(※)していれば、自動で開設されます。

※2023年勘定の開設が必要です。ジュニアNISA口座は年齢により取扱いが異なりますので、7ページをご確認ください。

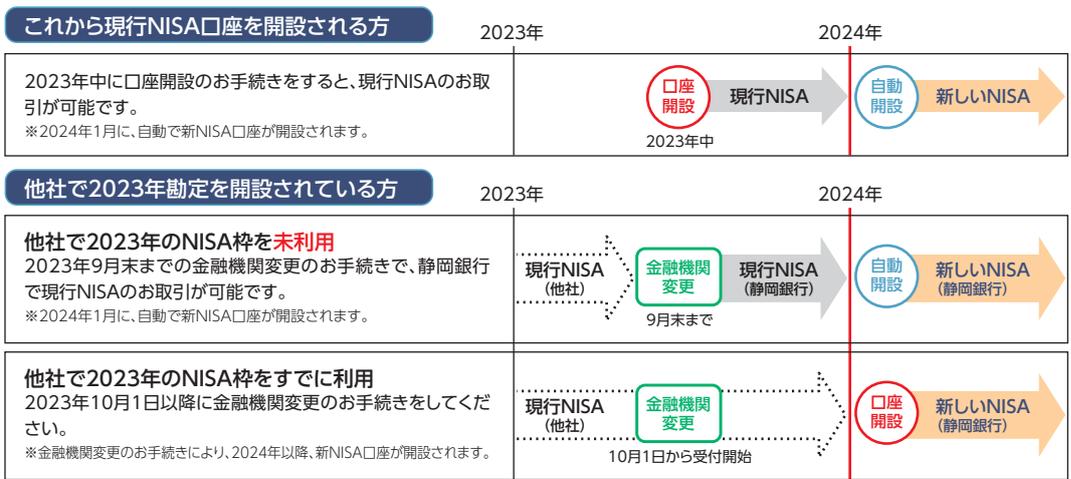
● 通知書の「NISA口座(2024年開設予定勘定)」欄に「新しいNISA」と記載されたお客さま

静岡銀行に2023年勘定のNISA口座が開設されています。新しいNISAの口座開設のお手続きは不要です。



● 通知書の「NISA口座(2024年開設予定勘定)」欄に「未開設」と記載されたお客さま

2022年までに金融機関を変更(※)され、2023年勘定が静岡銀行に開設されていません。静岡銀行で新しいNISAのご利用を希望される場合は、取引店でのお手続きが必要です。
※2022年までにNISA口座を廃止した場合も含まれます。



※他社のNISA枠で運用していた商品は、金融機関変更前の金融機関で引き続き管理されます。

新しいNISAの対象外となる商品について

これまで「一般NISA」で買い付けていた商品のうち、一部の商品は新しいNISAの成長投資枠の対象外となります。(「つみたてNISA」で買い付けていた商品は引き続き「つみたて投資枠」の対象です。)

定時定額買付サービスをご利用のお客さまで、新しいNISA(成長投資枠)対象外商品の買付を継続した場合、2024年以降は「特定口座(開設されていない場合は一般口座)」で買付するため、「課税扱い」となります。

新しいNISAで引き続き定時定額買付サービスをご利用されるお客さまは、静岡銀行のホームページより、ご契約の商品が新しいNISAの対象であることをご確認ください。
(https://www.shizuokabank.co.jp/personal/save/investment_trust/cmn/pdf/nisa_growth_productslist.pdf)

※定時定額買付サービスでご契約の商品は、通知書の「NISAでの買付優先をされている定時定額買付サービスのご利用状況」欄をご確認ください。



● ご契約の商品が「新しいNISA対象」のお客さま

お手続きは不要です。2023年12月末日の引き落とし分より「新しいNISA」での買付となります。

● ご契約の商品が「新しいNISA対象」でないお客さま

2023年12月末日の引き落とし分より「課税」となります。「課税」での買付を希望されない場合、**定時定額買付サービス契約の廃止**(新規買付をしない)にご対応をご検討いただき、お手続きをお願いいたします。

定時定額買付サービス契約の廃止は、引落日の3営業日前までにお手続きが必要です。
店頭またはインターネットでお手続き(※)を行ってください。

※しずぎんダイレクト(インターネットバンキング)のご契約内容により、インターネットでできるお取引の内容が異なります。

一般NISA非課税期間の終了に伴うお手続きのご留意事項

- 通知書の 2023年12月31日に非課税期間終了となる非課税口座内上場株式等のお預かり 欄に **お取引明細の記載のあるお客さま**

2014年からスタートした一般NISAは、最大5年間の非課税期間(売却益・配当金等が非課税)が定められていました。2019年に一般NISA口座で購入された投資信託のお預かり残高は、2023年末に5年間の非課税期間が終了します。
現行のNISAから新しいNISAへの移管(ロールオーバー)はできないため、以下の選択肢よりいずれかをお選びいただき、所定のお手続きをお願いします。

商品の状況を確認し、いずれを選択するかをご決定ください。

以下の例のように、2024年1月1日以降の売却時に課税となる場合があります。

選択1

**[課税口座に移管する]を
選んだ場合**

お手続きは不要です。

2023年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額を基に課税(損益通算等ができます)

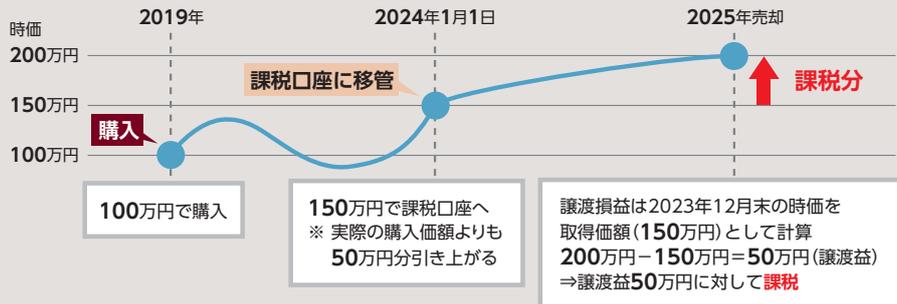
※2024年以降の譲渡益・配当等が課税されます(譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります)。将来、結果的にいずれの選択が有利であったのかは、その後の価格変動や他の取引等の状況により異なりますので、選択時にこの点を踏まえご検討ください。

当行で特定口座を開設している方で、一般口座への移管を希望する場合

当行所定の依頼書が必要になります。ご希望の方は投資信託お取引店へご相談ください。

例

100万円で購入した投資信託を、
150万円で課税口座へ移管後、
200万円で売却



課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管時の時価との差が譲渡益となり課税されます。

例

100万円で購入した投資信託を、
70万円で課税口座へ移管後、
100万円で売却



選択2

**[非課税期間内に売却する]を
選んだ場合**

受渡が2023年12月末までに完了※するようお手続きいただく必要があります。
店頭またはインターネットで売却のお手続きを行ってください。

※年内に売却注文をいただいた場合でも受渡日が翌年となる場合は、非課税扱いとなりませんのでご注意ください。また、保有ファンドによって受渡日が異なりますので、お取引店または投資信託デスクへお問い合わせください。(売却注文から受渡までは4~8営業日かかります)

<お手続きがない場合は、課税口座(特定口座または未開設の場合は一般口座)へ移管させていただきます(選択1)>

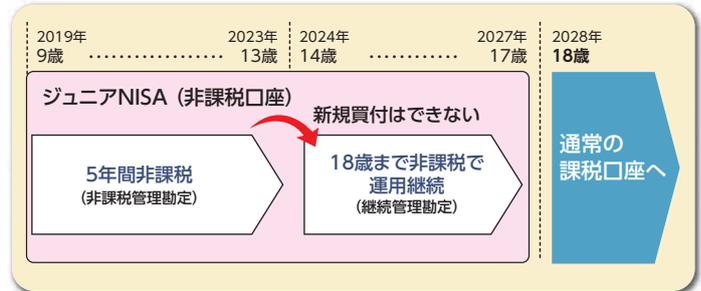
ジュニアNISAの非課税投資可能期間の終了について

●通知書の「NISA口座(2023年勘定)」欄に「ジュニアNISA」と記載されたお客さま

※2023年3月末まで保有されたお預かりは、お客さまのご年齢により、以下のとおりお取扱いが異なります。

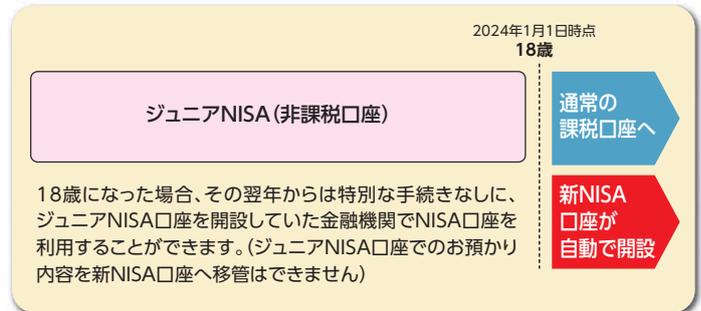
2024年1月1日時点で18歳未満の場合

- 通知書「2023年12月31日に非課税期間終了となる非課税口座内上場株式等のお預かり」の「2024年移管先」欄に「継続管理勘定」と記載されています。
- 特段のお手続きをいただくことなく、ジュニアNISA口座の「継続管理勘定」へ移管し、18歳になるまで(1月1日時点で18歳である年の前年12月31日まで)、非課税で保有し続けることができます。
- 「継続管理勘定」に移管可能な金額に上限はなく、時価が80万円を超過している場合も、そのすべてを「継続管理勘定」に移管することができます。
- 「継続管理勘定」では売却は可能ですが、新規の買付を行うことはできません。



2024年1月1日時点で18歳以上の場合

- 通知書「2023年12月31日に非課税期間終了となる非課税口座内上場株式等のお預かり」の「2024年移管先」欄に「課税口座」と記載されています。
- 特段のお手続きをいただくことなく、移管先口座の特定口座(未開設の場合は一般口座)へ移管させていただきます(非課税で保有し続けることはできません)。
- 特定口座(または一般口座)へ移管するお預かりの取得コストは、その銘柄の本年末の終値等が適用されます。
- 非課税期間内に売却をご希望のお客さまは、2023年12月末までに受渡が完了となるよう売却のお手続きが必要です。(売却注文から受渡までは4~8営業日かかります)



2024年1月1日時点で18歳以上のお客さま 商品の状況を確認し、いずれを選択するかをご決定ください。

※それぞれの選択枝の詳細と仕組みは、⑥ページの図をご覧ください。

選択1

[課税口座に移管する]を選んだ場合

お手続きは不要です。

2023年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額を基に課税(損益通算等ができます)

選択2

[非課税期間内に売却する]を選んだ場合

受渡が2023年12月末までに完了するよう

お手続きいただく必要があります。

店頭で売却のお手続きを行ってください。(※ジュニアNISAのお取引はインターネットでの売却はできません)(売却注文から受渡までは4~8営業日かかります)

新NISA口座の開設について

- 2024年1月1日時点で18歳以上のお客さまで、静岡銀行に2023年勘定があるお客さまは、2024年1月1日時点で新NISA口座が開設されます。新NISA口座が開設される場合も、ジュニアNISA口座でのお預かりを新NISA口座に移管することはできません。

※ 定時定額買付サービス契約(積立投信)にてジュニアNISA口座をご利用いただいている場合

- 2023年12月末日に引き落としとなる買付分より「課税扱い」となります。「課税扱い」での買付を希望されない場合は定時定額買付サービスを廃止する必要があります。(ただし、2024年1月1日時点で18歳以上の場合は、新NISA口座での買付となり、新しいNISA対象商品であれば「非課税扱い」となります。)

定時定額買付サービス契約の廃止は、引落日の3営業日前までにお手続きが必要です。
店頭でお手続きを行ってください。

2024年以降のジュニアNISAの払出制限について

- 2024年以降は年齢や事由に関わらず、ジュニアNISA 口座で保有している商品の払出しが非課税で行えるようになります。なお、非課税で払出しを行う場合、一部のみを払い出すことはできず、ジュニアNISAで保有する全てのお預りを払出した上で、18歳未満であってもジュニアNISA口座は廃止となります。

「NISA」のご留意事項

- NISAは、すべての金融機関等を通じて、1人につき1口座のみ開設が認められています(金融機関等を変更した場合を除く)。金融機関等を変更し、複数の金融機関等でNISAを開設したことになる場合でも、各年において1つの金融機関でしか公募株式投資信託等を購入することができません。
- NISA内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関等に移管することもできません。なお、金融機関等を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関等を変更することはできません。
- 当行でNISAの開設を申し込み後、他金融機関と重複していることが判明した場合は当該お申し込み口座を課税口座(特定口座または一般口座)として取扱いします。
- NISAの申込書が複数の金融機関等にそれぞれ提出されると、税務署における確認に時間を要し、NISAの開設に相当の期間を要する場合や、NISAが開設できない場合があります。
- 他金融機関と重複していることが判明したNISAにおいて、買付・売却・分配金受取等の取引があった場合は、口座開設時に遡って、課税口座(特定口座または一般口座)で取引したものと取扱いします。なお、当該取引において当行にて源泉徴収する義務が発生した場合は、お客さまの指定預金口座から源泉徴収税相当額をお引き落としさせていただきます。
- NISAで運用している商品を売却した場合でも当年の非課税投資枠の再利用はできません。
- NISAの損失について、特定口座や一般口座で保有する他の投資信託や上場株式等の売却益や分配金等との損益通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税投資枠を利用して購入することとなります。
- 投資信託における分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はもともと非課税であり、NISAのメリットを享受できません。

「一般NISA、つみたてNISA共通」のご留意事項

- つみたてNISAと一般NISAは選択制であり、同一年に両方の適用は受けられません。
- 非課税期間が終了した場合等に、NISAから投資信託が払い出された場合は、払い出された商品の取得価額は払出日における時価となります。
- 非課税期間満了時に、NISAまたはジュニアNISAを開設している金融機関に特定口座が開設されているものの、一般口座に移管を希望する場合には、移管依頼書の提出が必要となります。
- 非課税期間満了時に特段の手続きがない場合は、課税口座(特定口座が開設されている場合には当該特定口座)に移管されます。

「一般NISA」のご留意事項

- 静岡銀行で開設した一般NISAは、静岡銀行で取り扱う公募株式投資信託のみが対象商品となります。
- 一般NISAの非課税投資枠は、毎年120万円が上限となります。
- 非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 一般NISAは5年間の非課税期間終了後の期間延長はできません。

「つみたてNISA」のご留意事項

- 静岡銀行で開設したつみたてNISAは、静岡銀行で取り扱う長期・積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託のみが対象商品となります。
- つみたてNISAは積立契約(累積投資契約)に基づく定期的かつ継続的な方法による対象商品の買付けを行います。
- つみたてNISAの非課税投資枠は、毎年40万円が上限となります。
- つみたてNISAは20年間の非課税期間終了後の期間延長はできません。
- つみたてNISAに係る積立契約(累積投資契約)により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を年1回通知します。
- つみたてNISAに初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日(以下、基準経過日とします)において、つみたてNISA開設者のお名前・ご住所を確認させていただく必要があり、基準経過日から1年を経過する日までの間に当該確認ができない場合には、累積投資勘定に新たに公募株式投資信託を受け入れることができなくなります。

「新しいNISA」のご留意事項

- 2024年以降、一般NISA、つみたてNISA口座においては新たに上場株式等の買付けを行うことができません。
- 新しいNISAで受け入れることができる商品は、つみたて投資枠においてはつみたてNISAと同様であり、成長投資枠においては、一般NISAの投資対象商品から一定の投資信託等を除いたものとなります。
- 一般NISA、つみたてNISAで買い付けた商品は新しいNISAに移管はできません。
- 2023年末時点で、NISA口座を開設している場合、2024年に新しいNISA口座が自動的に開設されます。

【ご注意事項】 本資料は2023年7月末時点の各種情報に基づいて作成しており、今後予告なく変更となる可能性がございます。

商号等:株式会社静岡銀行 登録金融機関:東海財務局長(登金)第5号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

●お問い合わせは

投資信託デスク

または最寄りの静岡銀行の支店まで



0120-104813

投資信託デスク:電話受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・12/31~1/3を除く)

●携帯電話・スマホはこちらまで

054-344-2039

<https://www.shizuokabank.co.jp/>